

京 都 大 学 寄 附 金 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(受入れの条件)</p> <p>第3条 寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。</p> <p>(1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。</p> <p>(2) 寄附金による学術研究の結果得られた<u>知的財産権の権利</u>を寄附者に譲渡し、又は使用させること。</p> <p>(3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。</p> <p>(4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。</p> <p>(5) その他総長が特に教育研究上支障があると認める条件</p> <p>2 寄附金の受入れに際しては、寄附目的に従い用途を特定するものとする。</p> <p>3 前項の用途の特定には、本学の運営に係る管理的経費を含むものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(寄附金の用途変更等)</p> <p>第8条 部局の長は、<u>寄附目的が達せられた寄附金の残額について、寄附者の同意を得た場合又は少額となった場合</u>で他の第2条第1項各号に掲げる経費に充てることが有意義と認めるときは、寄附金の用途を変更することができる。</p> <p>2 部局の長は、寄附金の用途で研究担当者が指定されている場合において、当該研究担当者が退職し、又は他の部局若しくは大学等へ異動した場合は、当該寄附金に係る研究担当者を変更し、又は当該研究担当者の異動先に当該寄附金を移し替えることができる。</p> <p>3 前2項の規定により、寄附金の用途の変更等を行ったときは、部局の長は、所定の様式による報告書により、総長に報告するものとする。</p>	<p>(受入れの条件)</p> <p>第3条 寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 寄附金による学術研究の結果得られた<u>知的財産権等の権利</u>を寄附者に譲渡し、又は使用させること。</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(寄附金の用途変更等)</p> <p>第8条 部局の長は、<u>次の各号に該当する場合で、他の第2条第1項各号に掲げる経費に充てることが有意義と認めるときは、寄附金の用途を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>寄附者の同意を得た場合</u></p> <p>(2) <u>寄附目的が達せられた寄附金の残額が少額となった場合</u></p> <p>2 部局の長は、寄附金の用途で研究担当者が指定されている場合において、当該研究担当者が退職し、又は他の部局へ異動し、若しくは他の大学等へ転出した場合は、当該寄附金に係る研究担当者を変更することができる。</p> <p>(寄附金の移し替え)</p> <p>第8条の2 部局の長は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金を他の部局若しくは大学等に移し替え、又は他の部局若しくは大学等から寄附金の移し替えを受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>寄附金の用途で指定されている研究担当者が他の部局へ異動し、又は他の大学等へ転出することに伴い、当該寄附金を移し替える場合</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p>	<p><u>(2) 寄附金の使途で指定されている研究担当者が他の機関から本学に転入することに伴い、本学に当該寄附金の移し替えを受ける場合</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、寄附者が指定する寄附目的を達成するために総長が特に必要と認めた場合は、他の大学等に寄附金を移し替えることができる。</u></p> <p><u>3 部局の長は、前項により寄附金を移し替えようとする場合は、教授会等の議を経て、総長に上申するものとする。</u></p> <p><u>4 前項の上申を受けた総長は、役員会の議を経て、当該寄附金の移し替えの可否を決定するものとする。</u></p> <p><u>5 部局の長は、第1項又は第2項の規定により、寄附金を移し替え、又は寄附金の移し替えを受けたときは、所定の様式による報告書により、総長に報告するものとする。</u></p> <p>附 則 この規程は、令和2年1月28日から施行する。</p>